

## 富岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。)の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成21年政令第24号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(法第6条第1項第3号の認定基準)

第2条 法第6条第1項第3号に掲げる基準の認定は、次のとおりとする。

- (1) 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定による富岡市景観計画中の建築物に関する事項(建築物の敷地、高さ、形態意匠又は色彩についての制限に限る。)に適合しない場合は、原則として長期優良住宅建築等計画の認定をしないものとする。
- (2) 次に掲げる区域内に申請建築物の建築予定地が存する場合は、原則として長期優良住宅建築等計画の認定をしないものとする。ただし、申請建築物が、市街地開発事業(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。)の施行区域内の施設建築物(都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第6号に規定する施設建築物をいう。)である住宅等、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明しているときは、この限りでない。

ア 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

イ 市街地開発事業の区域

(市長が必要と認める図書)

第3条 省令第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)の法第6条第1項第1号の基準に係る技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (2) 品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関(以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。)が行う品確法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。)第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書(登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。)の写し
- (3) 住宅である認証型式住宅部分等(品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等をいう。以下同じ。)又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (4) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている

旨を説明した図書(品確法第 59 条第 1 項に規定する登録試験機関(以下「登録試験機関」という。))が行う品確法第 58 条第 1 項に規定する特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。)を受けたときは、当該試験等の結果の証明書の写し)

(5) 第 2 条に規定する基準により、届け出又は許可等が必要となる場合には、当該基準に適合することを証する図書の写し

(市長が不要と認める図書)

第 4 条 省令第 2 条第 3 項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げる事項を明示することを要しないものとする。図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないこととなる図書とする。

(1) 前条第 2 号の住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において、品確法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価(登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 前条第 3 号の型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(申請書等の提出部数)

第 5 条 市長に提出する省令第 2 条第 1 項に規定する申請書の正本及び副本の部数は、正本 1 部、副本 2 部とし、それぞれに添付図書(同項に規定する添付図書をいう。以下同じ。)を添えるものとする。ただし、第 3 条第 1 号に規定する適合証を添えるものにあつては、正本 1 部、副本 1 部とし、それぞれに添付図書を添えるものとする。

2 市長に提出する省令第 8 条に規定する申請書の正本及び副本の部数は、正本 1 部、副本 2 部とし、それぞれに添付図書のうち変更に係るものを添えるものとする。ただし、法第 6 条第 1 項第 1 号の基準に係る部分以外の変更の場合又は変更に係る第 3 条第 1 号に規定する適合証を添える場合にあつては、正本 1 部、副本 1 部とし、それぞれに添付図書のうち当該変更に係るものを添えるものとする。

(認定しない旨の通知)

第 6 条 市長は、法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定により申請された長期優良住宅建築等計画が法第 6 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる基準に適合しないと認めるとき又は法第 6 条第 6 項に規定する通知書の交付を受けたときは、認定しない旨の通知書(様式第 1 号)により申請者に通知するものとする。法第 8 条第 1 項の変更の認定についても、同様とする。

(工事完了報告書)

第 7 条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築が完了したときは、速やかに、工事完了報告書(様式第 2 号)に建築士(建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 1 項に規定する建築士をいう。)が作成した工事監理報告書(建築士法施行規則(昭和 25 年建設省令第 38 号)第 17 条の 15 に規定する工事監理報告書をいう。)の写しを添えて、市長に報告しなければならない。

(取下げ届)

第8条 申請者は、省令第2条第1項又は第8条の申請書を提出した後、計画の認定を受けるまでの間に、当該長期優良住宅建築等計画の実施を取りやめたときは、速やかに、取下げ届(様式第3号)2部を市長に届け出なければならない。

(取りやめ届)

第9条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめたときは、速やかに、取りやめ届(様式第4号)に省令第6条に規定する通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、法第14条第1項の規定により計画の認定を取消したときは、認定計画実施者に対し認定取消通知書(様式第5号)を通知するものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。ただし、第2条第1号の規定は、平成21年10月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

認定しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

(申請者) 様

富岡市長



長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 条第 項の規定により申請のあった長期優良住宅建築等計画について、認定をしないこととしたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に富岡市長に対して異議申立てをすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富岡市を被告として(訴訟において富岡市を代表する者は、富岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

記

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 申請に係る住宅の位置
- 3 申請者の氏名
- 4 認定しない理由

様式第2号(第7条関係)

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

富岡市長 様

報告者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
報告者の氏名又は名称  
代表者の氏名

㊟

富岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により、認定長期優良住宅の建築が完了したので、報告します。

- 1 認定長期優良住宅建築等計画の認定年月日及び認定番号  
認定年月日 年 月 日  
認定番号 第 号
- 2 認定長期優良住宅の位置
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定長期優良住宅の建築が完了したことを確認した建築士等  
( )建築士 ( )登録第 号  
住所  
氏名  
( )建築士事務所 ( )知事登録第 号  
名称  
所在地
- 5 軽微な変更の内容

受 付 欄
係員印

※ 工事監理報告書の写しを添えること。

様式第3号(第8条関係)

取 下 げ 届

年 月 日

富岡市長 様

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

㊞

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 条第 項の規定により申請した長期優良住宅  
建築等計画について、当該計画を取りやめたので、届け出ます。

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 確認の特例の有無(法第6条第2項に基づく申出)  
有 ・ 無
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 申請者の氏名
- 5 取下げ理由

受 付 欄
係員印

様式第4号(第9条関係)

取りやめ届

年 月 日

富岡市長 様

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

印

富岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条の規定により、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめたので、届け出ます。

1 認定長期優良住宅建築等計画の認定年月日及び認定番号

認定年月日 年 月 日  
認定番号 第 号

2 認定長期優良住宅の位置

3 認定計画実施者の氏名

4 取りやめ理由

受付欄
係員印

※ 認定通知書を添えること。

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

(認定計画実施者) 様

富岡市長



長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により、下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取消しましたので通知します。これにより、認定通知書は、その効力を失います。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に富岡市長に対して異議申立てをすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富岡市を被告として(訴訟において富岡市を代表する者は、富岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

記

- 1 取消す認定長期優良住宅建築等計画  
認定年月日 年 月 日  
認定番号 第 号
- 2 認定長期優良住宅の位置
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 取消す理由